

図 統 系 書 様 仕									
保能消ルの等和空にの費ギエ以外の設備資確性	備給湯設	空氣調換機械換	和空氣調以外の設備	和空氣調	昇降機	築設備	保能消ルにの費ギエ以外の設備	和空氣調	備給湯設
保能消ルの等和空にの費ギエ以外の設備資確性	備給湯設	空氣調換機械換	和空氣調以外の設備	和空氣調	昇降機	築設備	保能消ルにの費ギエ以外の設備	和空氣調	備給湯設
結先 能の確保に資する建 設備の位置及び連 絡先	連結先	給湯設備の位置及び 連絡先	空氣調和設備以外の 機械換氣設備の位置	空氣調和設備以外の 機械換氣設備の位置	昇降機の種別、数、 積載量、定格速度及 び速度制御方法	建築設備の種別、仕様 及び数	節湯器具の種別及び 数及び仕様及び数	太陽熱を給湯に利用 するための設備の種 別、仕様及び数	給湯器の種別、仕 様及び数
のエネルギー消費性 の工能の確保に資する建 設設備の位置及び連 絡先	給湯設備の位置及び 連絡先	空氣調和設備等以外 の工能の確保に資する建 設設備の位置及び連 絡先	空氣調和設備以外の 機械換氣設備の位置	空氣調和設備以外の 機械換氣設備の位置	昇降機の種別、数、 積載量、定格速度及 び速度制御方法	建築設備の種別、仕様 及び数	節湯器具の種別及び 数及び仕様及び数	太陽熱を給湯に利用 するための設備の種 別、仕様及び数	給湯器の種別、仕 様及び数

<p>4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつて登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保のための義務化）</p>	<p>2 建築設備する建</p>
<p>3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることと要しない。</p>	<p>前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。</p>

（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。）であるものに対し、特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。）であるものに対し、特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次条第二項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次条第二項において同じ。）の申請又は確認（同令第七条の二第一項に規定する変更確認（次条第二項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第三条第一項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一條第一項の規定により、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保
計画に関する書類の様式)

(所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等)

3 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第五項の規定による適合するかど

その写し及び同令第四十一条第一項若しくは同令第四十五条の申請書の副本若しくはその

その写し及び同令第四十一条第一項若しくは同令第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

第四条 法第十一条第二項（法第十四条第一項に

第六条 法第十一条第三項の規定による通知書の

3 法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由

その写し及び同令第四十一条第一項若しくは同令第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

交付は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書とみなされるものを除く。）を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合 別記様式第三による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第四による通知書

法第十一條第四項の規定による同条第三項の

4 り行うものとする。記載した通知書の交付は、別記様式第十によ
り行うものとする。

前三項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の交付によることができる。

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第八条 法第十一条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第三条第一項告しくは第四

4 性判定に関する手続の特例）

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合

第九条 第三条及び第四条の規定は、法第十二条第二項及び第三項（これらの規定を法第十四条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。この場合において、第三条第一項中「別記様式第一」とあるのは、「別記様式第十一」と、同条中「計画書」とあるのは、「通知書」と、第四条第一項中「別記様式第二」とあるのは、「別記様式第十二」と、同条中「計画書」とあるのは、「通知書」と読み替えるものとする。

2 第五条の規定は、法第十二条第三項（法第十四条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める程度を変更こ

つて登録住宅性能評価機関であるもの（前条第四項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の

3 期間を延長する旨及びその延長する期間並びに
その期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。
法第十一一条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六によ

第一項の計画書の副本又はその写しを添えて
行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場
合にあっては、当該各号に定める書類の提出を
もつて法第十一條第六項に規定する適合判定通
知書又はその写しを提出したものとみなす。
一　去第十一條第二項の規定による適合判定通
知書第一項に於ける記載事項に準用する第三条

求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、法定第十四条第二項において読み替えて適用する法第十五条第二項の規定により、当該登録建築物

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第六条第六項の規定を適用する場合 第十六条第一項の認定書の写し

二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第六条第六項の規定を適用する場合 第十六条第一項又は第四条第一項」と、「計画書」とあるいは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段

エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、前項の規定にかかわらず、前条第一項の表の各項に掲げる図書更に係る部分に艮らし。之と前項の十四書を參照して

交付は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものに、第三条第一項又は第四条第一項の計画書の副本及びその添付図書（第三条第四項後段又は第四条第二項後段の規定により当該添付図書に付するもの）を添付する。

知書の交付を受けたものとみなして、法第十四条第六項の規定を適用する場合 第二十二条第二項後段と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同

更に依る部分に附する)を前項の説明書に添付することを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該

（当該耐火構造とみなされるものを除く）を満たさなければならぬ。

三 請書の副本又はその写し
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十一条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定書の交付を受けたものとして、別記様式第六とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。
四 第七条の規定は、法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項から第六項まで見合せることのない箇所の書き方について準用

第五条 法第十一一条第二項（法第十四条第二項に
　　（建築物エネルギー消費性能確保計画の輕微な
　　変更）

二 適合判定通知書
建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合 別記様式第八によ

定通知書の交付を受けたものとみなして、法
第十一項第六項の規定を適用する場合、都市
の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平
成二十一年国土交通省令第八十六号）第五条
第二項（同令第八項第一項）

おいて読み替えて適用する場合を含む)の国土交通省令で定める軽微な変更は建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなるとする。

法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十一条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

第一項又は第四条第一項と「語画書」とあるいは「通知書」と、「第三条第四項後段又は第四条第二項後段」とあるのは「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第四項後段又は第四条第二項後段」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」

第二項（同令第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同令第三条若しくは同令第七条の申請書の副本若しくはその写し又は同令第四十三条第二項（同令第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくは

と、同項第一号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

前条の規定は、法第十二条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第三条第一項若しくは第四条第一項」とあるのは、「第九条第一項において読み替えて準用する第三条第一項若しくは第四条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

(委任の公示)

第十一条 法第十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能適合性判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁(次条において「委任所管行政庁」という。)は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。)及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除)

第十二条 委任所管行政庁は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせないことをとするときは、委任の解除日の六月前までに、その旨及び解除の日付を公示しなければならない。

(立入検査の証明書)

第十三条 法第十五条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第十四条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百四号)第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第五条(第九条第二項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

八条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
(申請書の記載事項)

をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。

と、同項第一号中「別記様式第八」とあるのは、「別記様式第十八」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは、「別記様式第十九」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは、「別記様式第二十」と読み替えるものとする。前条の規定は、法第十二条第七項の規定によって適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合に「第三」、前句「第三」と

八条第一項の評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
(申請書の記載事項)

をもつて行うものとする。ただし、印紙をもつて納め難い事由があるときは、現金をもつてすることができる。
法第十九条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等申請)		第二十条 法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書（当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書）その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならぬ場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。	
(い)	図書の種類	書 記 内 容 説 明	明示すべき事項
	配置図	付近見取図	建築物のエネルギー消費性能が法第三十一条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることとの説明

各部詳細図	各階平面図	仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種別及び寸法	位置	上設備」という。) の									
					断面図又は矩	立面図	床面積求積図	床面積の求め方	エネルギー消費性能	造	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	縮尺及び方位		
各種計算書	縮尺	計図	表	用途別床面積	外壁及び開口部の位置	縮尺	寸法及び算式	向上設備の位置	開口部の位置及び構	壁の位置及び種類	縮尺及び方位	位置		
建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要す	外壁、開口部、床、屋根その他の断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	外壁、開口部、床、屋根その他の断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造	各階の天井の高さ及び構造	外壁及び屋根の構造軒の高さ並びに軒及びひさしの出	建築物の高さ	建築物の高さ	外壁及び屋根の構造	建築物の高さ	エネルギー消費性能	エネルギー消費性能	造	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ	

		(は)	
2		表 器 機	
前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。		費性能の 一層の向 上に資す る建 築 方法 する建築設備の制御	
3	3	表 器 機	(は)
	2	前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。	
	3	前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。	

2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることとを要しない。

第二十三条 法第二十九条第三項第三号の国工文通省令で定める事項は、申請建築物に設置される自他供給型熱源機器等から他の建築物に熱又は電気を供給するために必要な導管の配置の状況とする。

法第二十九条第三項の国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる機器のうちの一の居室のみに係る空気調和設備等を構成するもの

二 前項各号に掲げる機器のうち申請建築物から他の建築物に供給される熱又は電気の供給量を超えない範囲内の供給量の熱又は電気を発生させ、これを供給するもの

(自他供給型熱源機器等の設置に関する建築物エネルギー消費性能向上計画に記載すべき事項

三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー
源から熱又は電気を得るために用いられる
機器

第二十二条 法第二十九条第三項の国土交通省令で定める機器は、次に掲げるものとする。
一 热源機器
二 発電機

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

ことに関する当該他の建築物の建築主等の同意を証する書面（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

第二十四条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第三項の規定による建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二十八による通知書に第二十条第一項の申請書の副本（法第三十一条第五項の場合にあつては、第十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十五条 法第三十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定期限（期又は完了予定期限の六ヶ月以内の変更）

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を一層向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更（同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更であるものに限る。）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十六条 法第三十三条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第二十九条第一項に規定する図書（法第二十九条第三項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に同項各号に掲げる事項を記載した場合にあつては、第二十三条第二項各号に掲げる図書を含む。）のうち変更に係るもの添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、第二十条第一項の表中「法第

三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。
（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）
第二十七条 第二十四条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二十八」とあるのは「別記様式第三十」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。
(軽微な変更に関する証明書の交付)
第二十八条 法第十一一条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十一条の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十五条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。
第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等
第一節 登録建築物エネルギー消費性能の登録の申請
第二十九条 法第三十六条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第三十一による申請書に次に掲げる書類添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 定款及び登記事項証明書
二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とす
三 申請に係る意思の決定を証する書類
四 申請者（法人にあつては、その役員（持分会社法（平成十七年法律第八十六号）五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう）にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。）の氏名及び略歴（申請者が建築

物関連事業者（法第三十八条第一項第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。）の役員又は職員（過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）である場合にあつては、その旨を含む。第六十条第四号において同じ。）を記載した書類

五 主要な株主の構成を記載した書類

六 外の業務を行つてゐる場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。）を記載した書類

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書

八 申請者が法第三十七条第三号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

九 別記様式第三十二による判定の業務の計画 棟数を記載した書類

十 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名及び略歴を記載した書類

十一 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第三十六条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により判定の業務を適正に行つことができない者）

第三十条 法第三十七条第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により判定の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項）

第三十一条 法第三十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法人である場合は、役員の氏名

二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う区域

（公示事項）

第三十二条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とす

第三十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による事項の変更の届出
機関は、法第三十九条第二項の規定により法第38条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更をしようとするときは、別記様式第三十三による届出書に第二十九条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。
(登録建築物エネルギー消費性能判定機関による登録の更新)

第三十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第三十四による申請書に第二十九条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。
(承継の届出)
第三十条及び第三十一条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

第三十五条 法第四十一条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第三十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。
一 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けた登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者であつて、別記様式第三十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
二 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第三十八による事業相続證明書及び戸籍謄本
三 法第四十一条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第三十七による事業相続證明書及び戸籍謄本

四 法第四十一条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第四十一条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第三十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第三十六条 法第四十二条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第

三十九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録適合性判定員講習」という。）を修了した者。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第十三条の評議員である者にあつては、住宅に限つて建築物エネルギー消費性能適合性判定を行つた者は、登録適合性判定員講習を修了することを要しない。

建築物工芸消費性能適合性判定を行う建築物

建築物工芸消費性能適合性判定員講習の登録の申請

第三十七条 前条第一号の登録は、登録適合性判定員講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

前条第一号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 前条第一号の登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 講習事務を開始しようとする年月日

四 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する建築設備士）

（登録の要件等）

第五条第一項の第一級建築基準適合性判定資格者検定に合格した者で、同法第七十七条の五十八第一項に規定する業務に關して二年以上の実務の経験を有するもの

三 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

（登録の要件等）

	2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。 （講習事務の実施に係る義務）
第三十九条 第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。	第四十一条 講習実施機関は、公正に、かつ、第一項第一号の表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者であることを受講資格とする。
一 第三十六条第一号の表の登録適合性判定員講習により行うこと。	二 講習事務を行う時間及び休日に関する事項
二 登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。	三 登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項
三 講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。 イ 法の概要 六十分	四 登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項
ロ 建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法 百五十分	五 登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項
ハ 例題演習 六十分	六 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項
四 講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。	七 終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
五 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。	八 修了証明書の交付及び再交付に関する事項
六 修了考査は、講義の終了後にい、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。	九 講習事務に関する秘密の保持に関する事項
七 登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に必要な事項を公示すること。	十 財務諸表等（法第四十六条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第四十五条第二項各号の請求の受付に関する事項
八 不正な受講を防止するための措置を講じること。	十一 第四十九条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項
（登録事項の変更の届出）	十二 講習事務に関する公正の確保に関する事項

	九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。	一 講習事務に合格した者に対する登録適合性判定員講習に合格した者に対する別記様式第十四号による修了証明書（第四十三条第八号並びに第四十九条第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。
（講習事務規程）	（登録事項の変更の届出）	
第四十二条 講習実施機関は、第三十九条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	二 判定員講習の範囲
第四十三条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務を行わなければならない。	二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間	一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第四十四条 講習実施機関は、講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。	二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間	一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
九 終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
十 修了考査に合格した者に対し、別記様式第十四号による修了証明書（第四十三条第八号並びに第四十九条第五号及び第四項第四号において「修了証明書」という。）を交付すること。	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)

	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第四十五条 講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならなければならない。	二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間	一 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
（登録事務の変更の届出）	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
第四十六条 国土交通大臣は、講習実施機関が第三十九条第一項のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を作成することができるものでなければならぬ。	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)	三 休止又は廃止の理由 (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
（改善命令）	四 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲	四 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
第四十七条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行なうべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	五 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲	五 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
（登録の取消し等）	六 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲	六 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
第五十条 国土交通大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、その各号のいずれかに該当するときは、当該講習	七 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲	七 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲
（報告の微吸）	八 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲	八 休止し、又は廃止しようとする登録適合性判定員講習の範囲

実施機関に係る第三十六条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

一 第三十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第四十二条から第四十四条まで、第四十五

条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第四十五条第二項各号の請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

七 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

八 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

九 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十一 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十二 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十三 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十四 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十五 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

十六 不正な手段により第三十六条第一号の登録を受けたとき。

講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)
第五十一条 国土交通大臣は、次に掲げる場合にその旨を公示しなければならない。

一 第三十六条第一号の登録をしたとき。
二 第四十二条の規定による届出があつたとき。

三 第四十四条の規定による届出があつたとき。

四 第四十八条の規定により第三十六条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

五 判定の業務の実施基準

第六条 法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物エネルギー消費性能適合性判定は、適合性判定員（第三十六条第一号に定める者）においては、同号の表の上欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物（登録適合性判定員講習を修了していない者にあっては、住宅に限る。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者のいずれかに該当する者に限る。が、建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類をもつて行うこと。

二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合その他の場合であつて、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わないこと。

三 判定の業務を行う部門の専任の管理者は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。

四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の研修の機会を確保すること。

五 判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していること。

六 第五十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第一項の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第四十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 法第四十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 判定の業務を行いう時間及び休日に関する事項

二 事務所の所在地及びその事務所が判定の業務を行う区域に関する事項

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

四 判定の業務の実施の方法に関する事項

五 判定の業務に関する料金及びその収納の方

六 適合性判定員の選任及び解任に関する事項

七 判定の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 適合性判定員の配置及び教育に関する事項

九 判定の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る事項

十一 法第四十七条第一項の帳簿その他の判定の業務に関する書類の管理に関する事項

十二 判定の業務に関する公正の確保に関する事項

十三 その他判定の業務の実施に関する必要な事項

十四 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十五条第三項の規定による判定業務規程を判定の業務を行う全ての事務所の変更の届出をしようとするときは、別記様式第三項の規定による通知を受けた年月日及び法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

十五 登録建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十四条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

十六 登録建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

十七 登録建築物エネルギー消費性能判定の結果を記載した通知書を国土交通大臣に提出した年月日

十八 登録建築物エネルギー消費性能判定の結果を記載した通知書を公衆に閲覧させることとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

十九 登録建築物エネルギー消費性能判定の結果を記載した通知書を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

二十 登録建築物エネルギー消費性能判定の電磁的記録に記録された事項を表示するための電磁的方法

二十一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

のうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十六条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子通信回線を通じて情報が送信され、請求者に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものと請求者に交付する方法に前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

三 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

四 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

五 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

六 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

七 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

八 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

九 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十一 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十二 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十三 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十四 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十五 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十六 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十七 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十八 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

十九 建築物の区分その他の判定の業務の範囲に関する事項

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができるとする。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。）とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもつて同項の書類に代えることができる。）とする。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第五十九条第一項第二号において同じ。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の第一号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機と法第四十六条第二項

第一項において同一。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

二項の規定により登録を取り消されたときは、
次に掲げる事項を行わなければならない。

十一 その他参考となる事項を記載した書類（心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者）

1

二 帳簿を国土交通大臣に、書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。
三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が帳簿を引き継ぐこと。
必要と認める事項
前項第二号の規定により書類を引き継ぐとともに登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

で定める者は、精神の機能の障害により評価の業務を適正に行うに当たつて必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
第六十二条（登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項）
法第五十五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとす
る。
一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が去へてある場合は、委員の氏名

出をしようとする者は、別記様式第四十七により、届出書に次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第五十三条第二項において準用する法第
四十一條第一項の規定により登録建築物エネ
ルギー消費性能評価機関の事業の全部を譲り
受けた登録建築物エネルギー消費性能評価機
関の地位を承継した者にあっては、別記様式
第四十八による事業譲渡証明書及び事業の全
部の譲渡しがあったことを証する書面

三 評価の業務を行う部門の専任の管理者は、
登録建築物エネルギー消費性能評価機関の役
員又は当該部門を管理する上で必要な権限を
有する者であること。

四 登録建築物エネルギー消費性能評価機関
は、評価員の資質の向上のために、その研修
の機会を確保すること。

五 評価の業務に関し支払うことのある損害賠
償のため保険契約を締結していること。
(評価業務規程)

(承継の届出)
第六十六条 法第五十三条第二項において準用する法第四十一条第二項の規定による登録建築物

あつて、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合においては、評価を行わないこ

合にあつては、(三)請求の種類及び必要とす
む。)を記載した書類

七 申請者が法第三十七条第一号及び第二号に
掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証
明書

八 申請者が法第三十七条第三号及び法第五十
四条第二号から第四号までに該当しない旨を
誓約する書面

九 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏
名及び略歴を記載した書類

十 評価員となるべき者の氏名及び略歴を記載
した書類並びに当該者が法第五十六条各号の
いずれかに該当する者であることを証する

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関による登録の更新)
第六十五条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十三条第二項において準用する法第四十条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十六による申請書に第六十条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条第二号ただし書の規定は、この場合について準用する。
2 第六十一条及び第六十二条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が登録の更新を行いう場合について準用する。

第六十七条 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十四条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるところとする。

（評価の業務の実施基準）

二 登録建築物エネルギー消費性能評価機関が評価の申請を自ら行つた場合その他の場合で、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第五十による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

七 評価の業務に関する秘密の保持に関する事項

八 評価員の配置及び教育に関する事項

九 評価の業務の実施及び管理の体制に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十三条第二項において準用する法第四十六条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 法第五十三条第二項において読み替えて準用する法第四十七条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二 評価の業務に関する公正の確保に関する事項

口 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六十三条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け取る方法
前項各号に掲げる方法は、建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第八十一条 法第六十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

二 次条第一項各号に掲げる方法のうち当該建築士が用いるもの
二 ファイルへの記録の方式
前項の規定による承諾を得た建築士は、当該建築主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該建築主に対し、法第六十三条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該建築主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則
この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から三十二条までの規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

二 別記様式第十一又は別記様式第十二による
通知書
(権限の委任)

第八十三条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局长及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十五条第一項、法第四十八条、法第四十九条、法第五十条第一項及び法第五十二条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

二 別記様式第十一又は別記様式第十二による
通知書

三 別記様式第二十七による申請書

四 別記様式第二十九による申請書

五 別記様式第二十九による申請書

六 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又は
その添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。

一 別記様式第一又は別記様式第二による計

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機との電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

附 則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四号）抄
施行期日

条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和元年一月七日国土交通省
令第四三号）

1 (施行期日)
2 この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。
(経過措置)
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、令和二年四月一日までの間は、これを取り繕つて使用することができる。

附則（令和元年九月一三日国土交通省
令第三四号）抄

附 則（令和元年五月七日国土交通省令
第一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年六月二八日国土交通省
令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正
する法律の施行の日（令和元年七月一日）から
施行する。

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。
附 則（平成二八年一二月二一日経済産業省・国土交通省令第五号）抄
（施行期日）

2 (経過措置) この省令の施行の際に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「旧法」という。)第三十五条第一項の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十号)第四項において「法」という。)第三十

取り繕つて使用することができる。
附 則（令和三年一〇月一二日国土交通省
省令第六八号）抄

（施行期日）

第一條 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年九月一六日国土交通省
令第六七号）

（施行期日）

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別記様式第四十二の改正規定については、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月三日国土交通省
令第五三号）
（施行期日）
この省令は、令和三年九月一日から施行する。
（経過措置）
この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これをもつとし、

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、第一条中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の二第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

4 3 一
一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「新規則」という。）別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の際現にされている旧法第三十四条第一項の規定による認定の申請（旧法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。次項において同じ。）に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十七及び別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例による。

この省令の施行の日以後に前項の規定により

2 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、改正後のそれぞれの省令の規定による修了正月書又は改正月書とみなす。

3 説明書及び修了証とみなす この省令による第四項改正後の建築基準法施行規則

十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む)、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条及び第九条の規定並びに附則第六条の規定 公布の日
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二 条 この省令の施行の際現にある第一条及び第二条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（日本産業規則第4番） （第三条第一項関係） 計画書									
年　月　日									
<p>タネマークの費用を別途掲載　般</p> <p>提出する所の住所は （丁寧な事務所の所在地）</p> <p>別紙の花名録は別称</p> <p>代表者の花名</p> <p>設計者花名</p>									
<p>監査の申出は、法律第11条第1項（同法第14条第1項）に依る （監査官に依る） 建築物入札の一部費用を監査料として （監査料に依る）監査料を支拂ふ。監査料は、監査の実費を基準とする。</p> <p>（ただし）</p> <p>通常の取扱い料金</p> <table border="1"> <tr> <td>各号欄</td> <td>次第欄</td> </tr> <tr> <td>年　月　日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花名録</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計者花名</td> <td></td> </tr> </table>		各号欄	次第欄	年　月　日		花名録		設計者花名	
各号欄	次第欄								
年　月　日									
花名録									
設計者花名									
<p>（第二部）</p>									

4
二の省令の施行の日以後に前項の規定により
様式については新規則別記様式第二十七及び
別記様式第二十九にかかわらず、なお従前の例
による。

第三十五条第一項の認定を受ける建築物工エネルギー消費性能向上計画の法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請に係る申請書の様式については、新規則別記様式第二十九にかかるわらず、なお従前の例による。

が、^{おこなつては}被験物の二つノハ、^{おこなつては}運賃料金の回上に關する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までにその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお從前の例によることができる。

(施行期日) 第一八号抄 附 則 (令和六年三月八日国土交通省令)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行

する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現こある第一条、第

二条又は第五条から第八条までの規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取

り繕つて使用することができる。

令第二六号 挑
（施行期日）

附 則（令和六年六月二八日国土交通省 する。）

令第六八号)
抄

第一条 この省令は、脱炭素社会の実現に資する
(施行期日)

ための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(附則第五条第三項)によつて、「改三法」といふ。」の施行)

第三項はにおいて「改正法」といふものの施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただ

【**1. 建築・土木工事(設計)**

(1) **建築物** () 建築士 () 陸上競技場 専
(2) **長さ** ()

(3) **建築物(構造所)** () 建築士事務所 () 加盟建築師 専
(4) **耐震設計** ()

(5) **高さ** ()

(6) **地盤** ()

(7) **地盤調査** ()

(8) **地盤調査(設計)** ()

【**2. 土木工事(施工)**

(1) **建築物** () 建築士 () 陸上競技場 専
(2) **長さ** ()

(3) **建築物(構造所)** () 建築士事務所 () 加盟建築師 専
(4) **耐震設計** ()

(5) **高さ** ()

(6) **地盤** ()

(7) **地盤調査** ()

(8) **地盤調査(施工)** ()

【**3. 土木工事(設計)**

(1) **建築物** () 建築士 () 陸上競技場 専
(2) **長さ** ()

(3) **建築物(構造所)** () 建築士事務所 () 加盟建築師 専
(4) **耐震設計** ()

(5) **高さ** ()

(6) **地盤** ()

(7) **地盤調査** ()

(8) **地盤調査(設計)** ()

【**4. 地盤調査**

(1) **地盤調査** ()

(2) **地中調査** ()

【**5. 地盤調査(設計)**

〔建物〕		(第二回)	
建築物に名掛ける消費税額保証書			
〔建築物に関する事項〕			
〔1. 地点記載〕			
〔2. 建築面積〕	m ²		
〔3. 建築条件〕	坪		
〔4. 施工面積〕	m ²		
〔5. 建築物の階層数〕(地上) 階 (地下) 階			
〔6. 建築物の用途〕	<input type="checkbox"/> 住宅用 <input type="checkbox"/> 事務用 <input type="checkbox"/> 商業用 <input type="checkbox"/> 工場用 <input type="checkbox"/> 公共施設用 <input type="checkbox"/> その他		
〔7. 工事種別〕	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改修
〔8. 延床面積〕	延べ面積 m ²		
〔9. 距離(重心地盤の位置)〕	地図		
〔10. 工事着手予定期日〕	年	月	日
〔11. 工事完了予定期日〕	年	月	日
〔12. 紙面〕			

- 10 -

お詫び申します。

(1) ご様式において使用する用語は、別表の定めのある場合を除くは、建築業ニエキヤー(商取引基準等)を定めた平成20年版新規用語等、「国交省文書」第19号、(2)「建築業者」等、(3)「工事」等の用語を用いています。

(2) 本件の工事は、(1)の用語を用いて記載する場合と同様に、(2)の用語をお読みください。

(3) 一括請求の下で、
①「建築業者からの請求」の部分
②「共同住宅等、共同所有の建物の工事での請求」の部分
を選択して下さい。

(4) 請求者が個人である場合は、被者氏名を記して記載してください。
被者氏名が記載されていない場合は、被者氏名を記して記載してください。

第二回定期検査

(1) 建築主の確認欄に、(1)「是」欄に「はい」と記入する場合は、別表の「建築主について記入して下さい」と記入して下さい。

(2) 「はい」欄に「はい」と記入した場合は、被者氏名を記入する欄に「はい」と記入して下さい。

卷五
五

（イ）「通常のスルガ銀行融資条件」の欄は、以下に従って記載してください。
（外）、「融資を受ける時の熱意の表示に関する欄」又は「次にエヌベーエック書類
開示する事項のものその他のについて、該説するエヌベーエックボックスに「レ」マーク
を入れて記載してください。

（ウ）「外債又は内債債務」及び「長期借入金の日付勘定簿」については、それらの
基準（法律基準）第1条第1項第2号（10）の表に記載する形態をとる。そぞそ
の場合は、（ア）の欄に記載する形態をとる。

融資機関との手数料を記入してください。「専用」の欄には、「融資機関は融資専用である場合は融資専用の手数料を融資専業に記入し、」「専用」では融資専用を融資専業で記入した場合は、「専用」では融資専業の手数料を計算基準として記入して下さい。以下同様、「専用」では融資専業(金銭取扱専業)の融資専業を計算基準として記入して下さい。(専用)では融資専業を記録する場合については、融資専業を有する融資専業で記入して下さい。融資専業で記入して下さい。専用欄に融資専業又は年間総融資額を記入すれば記載してください。ただし、御室等、所員及び係員等がいる場合は、「専用」の欄に記入する必要はありません。

1欄に書ききれない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して部数を足す。

様式第二（第四条第一項関係）（日本産業規格A
列4番）

様式第三（第六条第一項第一号関係）（日本産業規格A列4番）

株式会社(第三条第一項第一号記入)(日本語と規則の翻訳)	
建築物のエネルギー消費性能の算定に関する法律第11条第1項の規定による 適合性確認書	
提出者	年 月 日
建築主	監査官印
下記による計算結果に記載の建築物エネルギー消費性能適合性基準に達する。建築物のエネルギー消費性能は、下記に記載する建築物の特徴により、建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。	
記	
1. 提出年月日	年 月 日
2. 建築場所	
建築物の特徴による分類	
(以下に記載の、大別に分類しておいてください。	

被继承人	所管部
別居の両親又は配偶者に限るに於ける健在者等を同一の支那事務部に付託する。	支那事務部

様式表五(第六条第二項関係)(日本語版規則第4条)			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第114条第4項の規定による 審査を受ける旨の通知書			
		第	号
		年	月 日
建築主	殿	所管行政機関	
下記による計算書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第114条第4項に規定する定期的監査の結果を知り難いまでのうえで、不動産登記課は定期的に同書面を提出することと、同条第4項規定により通達します。			

記
年 月 日

1. 提出年月日
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

とがさくななります。」	記
1. 提出年月日	年 月 日
2. 建築場所	
(理由)	

規格 A 列 4 番 様式第七（第七条第一項第一号関係）（日本産業

列4番) 様式第九(第七条第二項関係)(日本産業規格)

様式第十一(第九条第一項関係) (日本産業規格A4番)
(第一回)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定による
合意通知書 年 月 日

所管行政文部省は建設建築物エネルギー消費性能判定機関 総

年 月 日

通知者官職 の方名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定による
合意通知書に付する合意書の文書を送付する旨の申立てをしたときは、この規定を
適用する旨の申立てをし得る旨を記載する。

(本欄に記入しないでください。)

受付者	通知者官職	合意書
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

送信者氏名 送信者氏名

(注記) 1. 第二回以降を送付する旨で前様式第一の第二回から第五回までに記載すべき事項
を記載した書類を添えてください。
2. 別途様式第一(注記)に準じて記入してください。

様式第十二(第九条第一項関係) (日本産業規格A4番)
(第二回)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第3項の規定による
合意変更通知書 年 月 日

所管行政文部省は建設建築物エネルギー消費性能判定機関 総

年 月 日

通知者官職 の方名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第3項の規定による
合意変更通知書に付する合意書の文書を送付する旨の申立てをしたときは、この規定を
適用する旨の申立てをし得る旨を記載する。

(本欄に記入しないでください。)

受付者	通知者官職	合意書
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

送信者氏名 送信者氏名

(注記) 1. 第二回以降を送付する旨で前様式第一の第二回から第五回までに記載すべき事項
を記載した書類を添えてください。
2. 別途様式第一(注記)に準じて記入してください。

様式第十三(第九条第三項関係) (日本産業規格A4番)
(第三回)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合判定通知書 年 月 日

所管行政文部省は建設建築物エネルギー消費性能判定機関 総

年 月 日

通知者官職 の方名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合判定通知書に付する合意書の文書を送付する旨の申立てをしたときは、この規定を
適用する旨の申立てをし得る旨を記載する。

(本欄に記入しないでください。)

受付者	通知者官職	合意書
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

送信者氏名 送信者氏名

(注記) 1. 第二回以降を送付する旨で前様式第一の第二回から第五回までに記載すべき事項
を記載した書類を添えてください。
2. 別途様式第一(注記)に準じて記入してください。

様式第十四(第九条第三項関係) (日本産業規格A4番)
(第四回)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合しない旨の通知書 年 月 日

所管行政文部省は建設建築物エネルギー消費性能判定機関 総

年 月 日

通知者官職 の方名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第4項の規定による
適合しない旨の通知書に付する合意書の文書を送付する旨の申立てをしたときは、この規定を
適用する旨の申立てをし得る旨を記載する。

(本欄に記入しないでください。)

受付者	通知者官職	合意書
年 月 日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	

送信者氏名 送信者氏名

(注記) 1. 第二回以降を送付する旨で前様式第一の第二回から第五回までに記載すべき事項
を記載した書類を添えてください。
2. 別途様式第一(注記)に準じて記入してください。

様式第十九(第九条第四項関係)（日本産業規格A4番）
建築物のエネルギー消費性別の上等に関する認定書第14号に記載する建物の名前並びに該建物の所在地によ
る認定を受けることとする旨の申請書

申請者名 種
年 月 日

建物名 種
年 月 日

1. 通知年月日 年 月 日付 種 年
2. 建造場所

(種目)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十(第九条第四項関係)（日本産業規格A4番）
建築物のエネルギー消費性別の上等に関する認定書第14号に記載する建物の名前並びに該建物の所在地によ
る認定を受けることとする旨の申請書

申請者名 種
年 月 日

建物名 種
年 月 日

1. 通知年月日 年 月 日付 種 年
2. 建造場所

(種目)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十一(第十二条関係)（日本産業規格A4番）
（略）

年	月	日付	種	年	月	日付	種
地	区	市	町	村	庄	店	店
建築物のエネルギー消費性別の上等に関する認定書は本件に記載する							
立	入	神	経	（開設行なわる）	（略）		

（略）

建築物のエネルギー消費性別の上等に関する認定書第14号に記載する建物の名前並びに該建物の所在地によ
る認定を受けることとする旨の申請書

申請者名 種
年 月 日

建物名 種
年 月 日

1. 通知年月日 年 月 日付 種 年
2. 建造場所

(種目)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十二(第十四条関係)（日本産業規格A4番）
申請書の住所又は建物の名前並びに該建物の所在地

国土交通大臣 種
申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の本拠地又は住所
代表者の住所

（略）

認定を受けるとする建物の構造又は設備を記載する建物の名前並びに該建物の所在地

1. 認定を受けようとする建物の構造又は設備を記載する建物の名前

2. 認定を受けようとする建物の構造又は設備を記載する建物の所在地

3. 物件の構造又は設備を記載する建物の内容

4. 備考

(略)

1. 申請者が法人である場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。

2. 申請者住所については、代表者の住所と同一の住所を記載してください。

3. 申請者が個人である場合は、別途により提出することになります。

4. この申請書の右辺に「本件の認定を受ける建物の構造又は設備をしてないものに限る。」を

貼付してください。

規格 A 列 4 番 (第十六條第一項関係) (日本産業 様式第二十三)

規格 A 列 4 番 (様式第二十四 (第十六条第二項関係) (日本産業

列4番 様式第二十五（第十七条関係）（日本産業規格A）

規格 A 列 4 番) 様式第二十六 (第十八條第一項関係) (日本産業

～て建築業者～エネルギー消費性向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体(建築業者エネルギー消費性向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」のチェックボックスに、複数建築物の住む部分に係る申請書場合には「複数建築物の住む部分」のチェックボックスに、複数建築物の住む部分に係る申込書の場合には「複数建築物の住む部分」のチェックボックスに、「マークをしてください。

【12】該当する地域の区分は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の他地域の区分をいります(以下同じ。)。

【13】被施設の水道網の構造、第三面の【7.工事範囲】の構造の水道網に応じ

株式第二十九（第二十六条関係）（日本産業規格 A列4番）

列4番) 様式第三十(第二十七条関係) (日本産業規格A)

様式第三十一（第二十九条関係）（日本産業規格
A列4番）

業規格 A 列 4 番 様式第三十二（第二十九条第九号関係）（日本產）

株式会社三十二(第二十九条第9号関係)(当社普通債券A4番)	
又は同社の付帯権利の付帯債権	
集 備 の 区 分	計 画 権 利
一、被保全債権の合計額に二分の五モードル未満の 被保全額	
二、被保全債権の合計額に二分の二モードル以上未 満の被保全額	
三、被保全債権の合計額が二メートル以上二 平方メートル未満の被保全額	
四、被保全債権の合計額二メートル以上未満の 被保全額	
五、被保全債権の合計額が二メートル以上未満の 被保全額	
六、被保全債権の合計額が二メートル以上未満の 被保全額	

(注意)

- 事業年度に進行計画権数を記載してください。
- 登録の更新の場合には、前事業年度の実績を記載してください。
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う権数の計画の根拠を示す書類を添付ください。(登録の更新の場合を除く。)

株式第三十三（第二十三条関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第三十三（第二十三条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別定期間更替登記書
年 月 日

国土交通大臣 総務省大臣
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

下記のとおり、
(1) 共同所有者又は複数の登記者が法人にあっては、その代表者の氏名
(2) 別の登記者を行なう事務所の所在地
（例）東京都千代田区麹町一丁目二番地
(4) 有効な住所（提出者が法人である場合は、商号に限る。）
(5) 登記の登記者を行なう部門の責任の管理者の氏名
（例）営業部長
を要するので、書類の上にタクシード消費性別定期間更替登記の規定に基づき、記入せよ。
記

1. 登記事項	提出者欄	登記者欄	登記者欄	登記者欄	備考

（法第120条適合性別登記）(4)の役員文12.01の欄に登記者の管理者に変更がある場合は、変更後の適合性別登記員、役員又は責任の管理者の範囲を記載した書類を添付してください。

様式第三十四（第三十四条第一項関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第三十四（第三十四条第一項関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別定期間更替登記書
年 月 日

国土交通大臣 総務省大臣
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

建物のタクシード消費性別登記の上等に関する登記事項の各項の登記の更新を受けた
いので、因各種の項目にて新規する登記事項の欄に記入して、申請します。

1. 登記事項
 2. 登記の有効期間 年 月 日
 3. 別の登記者を行なう事務所の所在地
 4. 適合性別定期間の名称
 5. 登記の承認者が法人である場合は、商号に限る。）
 6. 登記の承認者が同一の登記の登記者の管理者の氏名
 7. 别の登記者を行なう区域
- （注意）
1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 条款の各号に属する書類を添付してください。

様式第三十五（第三十五条関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第三十五（第三十五条関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別定期間多棟譲渡登記書
年 月 日

国土交通大臣 総務省大臣
提出者の住所
提出者の氏名又は本名
代表者の氏名

建物のタクシード消費性別定期間の向井等に関する登記事項に各項の規定に基づき、次のと
おり記入せよ。

本體の所在	本、支、は、本、地、
被承継権は 開する事項	本、支、は、本、地、
庄	本、支、は、本、地、
登記の年月日	本、支、は、本、地、
本、支、は、本、地、	本、支、は、本、地、

様式第三十六（第三十五条第一号関係）（日本産業規格
A列4番）

様式第三十六（第三十五条第一号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建物×タクシード消費性別定期間多棟譲渡登記書
年 月 日

国土交通大臣 総務省大臣
譲り受けた者 氏名又は本称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

譲り受けた者 氏名又は本称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住所

（注意）
このとおり登録建物のタクシード消費性別定期間の事項の全部の譲渡しにあります。

ことを前記します。

1. 登記の年月日
2. 登記事項
3. 譲渡しの年月日

株式第三十七（第三十五条第二号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第三十七（第三十五条第二号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建築物ニカルギー消費性別定義開事業者登記証書
国土交通大臣　署　年　月　日
説明者　氏名　住所
次のとおり登録建築物ニカルギー消費性別定義開について申述がありましたことを報
明します。
1. 登録者の氏名及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録事由
4. 登録建築物ニカルギー消費性別定義開の地位を承継する者として選定された者の氏名
及び住所
5. 相続開始の年月日
(注) 説明者は、登録建築物ニカルギー消費性別定義開の地位を承継する者として選定
された者以外の登録人及び其の代理者の氏名を記載してください。

株式第三十八（第三十五条第三号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第三十八（第三十五条第三号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建築物ニカルギー消費性別定義開事業者登記証書
国土交通大臣　署　年　月　日
説明者　氏名　住所
あくまで本件登録者個人に
あくまで本件登録者の氏名
1. 登録事由
2. 登録の年月日
3. 登録事由
4. 登録建築物ニカルギー消費性別定義開の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日
(注) 説明者は、2人以上としてください。

株式第三十九（第三十五条第五号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第三十九（第三十五条第五号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建築物ニカルギー消費性別定義開事業者登記証書
国土交通大臣　署　年　月　日
説明者　氏名　住所
あくまで本件登録者個人に
あくまで本件登録者の氏名
1. 登録事由
2. 登録の年月日
3. 登録事由
4. 登録建築物ニカルギー消費性別定義開の事場の全部の承継が
あくまでもこのまま繼續します。
5. 相続開始の年月日

株式第四十（第四十一条第十号関係）（日本産業規格A列4番）

株式第四十（第四十一条第十号関係）（日本産業規格A列4番）
登録建築物ニカルギー消費性別定義開事業者登記証書
国土交通大臣　署　年　月　日
生　年　月　日
この者は、建築物のニカルギー消費性別定義開の上位に関する法律施行規則第36条第1項の登
録建築物定義開を終了した者でありますことを報します。
請管実施機関　印

株式第四十一（第五十三条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

様式第41号（第五十三条第一項関係）(日本産業規格A4用)

別紙事業規程提出書

年月日

国土交通大臣 殿

開業者の氏名
届出の本名又は名前
代行者の氏名

別紙事業規程を定めたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第46条第1項の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

(注意)届出に係る別紙事業規程を掲示してください。

様式表四十二(第五十三条第三項関係)(日本書名規範A4番)

判定用特許権更変出願

年 月 日

国土交通大臣 様	届出者の住所 届出者の氏名又は名称
	代理人の氏名
判定用特許権を更変したので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条第3項の規定に基づき、認定料ととなり算出します。	

1. 更変の内容

2. 特許権の権利範囲

3. 特許権の権利範囲

株式会社四十三(新千葉八番地)(日本資本株式会社)		年 月 日
登記種別: 4-8-4-2 (特許権登記権利登記) 印紙: 100円		
国土交通省水道局	出先者名: 田中正之助	
	届出者名: 田中正之助	
	代理人の氏名	
本件は、(新千葉八番地)に一貫して営業する(新千葉八番地)の規定に基づき、判定の権利を(新千葉八番地)に付与するものである。次に、次通り記載す。		
1. 休業(新千葉八番地)によるする権利の範囲		
2. 休業(新千葉八番地)によるする権利の範囲		
3. 休業(新千葉八番地)によるとする権利については、その期間		

株式会社四国（第六）(本店) (登記番号:43010)	
登録販売業者・タレードの責任者登録届出申請書	
年	月 日
国土交通省 地方	
申請者の氏名 申込者の氏名又は称 申請者の氏名	
申請者のスマートカード登録情報等に関する質問に答えるための連絡先を記入する欄	
1. 請求の提出場所(市町村の名称)	
2. 請求の内容	
3. 既存の会員(申請者が加入している場合に限る。) 会員登録の担当者(会員登録の担当者の氏名)	
4. 請求の提出日(西暦)	
5. 請求の実施予定期間(西暦)	
6. 請求の実施場所(西暦)	
(注記)	
1. 申請者が加入する法人の名称、代表者の氏名も併せて記載してください。 2. 請求内容に「個人情報を収集する」に該当する場合は、□に○を入れてください。	

株式第四十二（第五十三条第三項関係）（日本産業規格A列4番）

様式箇号十二(第五十三条第三項関係) (日本産業規格JIS A4(番))

特許審査料支払届出書

年 月 日

引出港大区 殿

提出者 の 住 所

提出者の氏名又は本名

代理人の氏名

利害関係者を変更したので、建物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第45条第1項の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

株式会社三井(第五十八回開) (日本書籍出版社刊行)	
監修:建設業エヌ・ガーニー 沢井貴生 著:建設機械操縦士登録出典	
月	日
四土交送五路	八
届出者の住所	
届出者の氏名又は名称	
届出者の電話番号	
建築業のエヌ・ガーニー 沢井貴生著の上巻に於ける法律知識各章の概要に基づき、判定の 一題一題(全部)に体験(答案)を記入するので、次に問題に出されます。	
1. 休業申請によって提出する建設業の範囲	
2. 休業登録によって提出する登録日	
3. 休業しようとする場合にあっては、その期間	

株式会社四国（第六）(本店) (登記番号:430101-1)	
登録販売業者・タレードの責任者登録届出申請書	
年	月 日
国土交通省 地方	
申請者の氏名 申込者の氏名又は称 申請者の氏名	
申請者のスマートカード登録情報と同一に記載する場合は、 登録料金の支払方法等に関する規約を記載する。 申込者の氏名又は称	
2. 請求書の送付先 受取人の氏名(申請者が法人である場合は法人名。) 受取人の役職(申請者が法人である場合は代表者の氏名)	
3. 請求書の送付方法(郵便又はFAX)	
4. 請求書の提出期限(年月日) (注記)	
1. 申請者が個人である場合は、代表者の氏名も併せて記載してください。 2. 請求書に記載する郵便番号は、ご住所。	

様式第四十八表第六項(日本語英訳併記)
呈請建物の名と同一書式で評議場開設請願の用紙
年 月 日

國立文部省 請願
請願者の方 氏名又は姓及び氏に
あつてはその他の表示の名
住所
請款受取の方 氏名又は姓及び氏に
あつてはその他の表示の名
住所
表の上より評議場開設にネガリー消費性評議場の事業の全部の義務をしきりました
ことを誓します。
西暦年月日
2. 署名欄

日本産業規格 A 列 4 番 (第六十六條第二号関係) 様式第四十九 (第六十六條第二号関係)

様式四十九(第十六七二四号)の「本件取扱いの申合意」	年 月 日
被保険者ニキカルニベヤ貴重品評議会開催料の回収證明書	
国土交通省 關	起証者 氏名 住居
次のより貴重品評議会ニキカルニベヤ貴重品評議会開催について相談がありましたことを記入せよ	
1. 被相談者の名及び住所	
2. 相談開始の年月日	
3. 連絡番号	
4. 被相談者の名ニキカルニベヤ貴重品評議会開催の地位を承認する者として選定された者の氏名 及び住所	
5. 相談開始の年月日	

様式第五十(ヨウジトトメイジキ)〔出生登録用紙〕	
里地登録用紙タネルマニヤー(出生登録用紙)	
年月日	
國土交通省文部省	
新規者 氏名又は姓及び氏名 あつてはその他の表示の名	
住所	
既規者 氏名又は姓及び氏名 あつてはその他の表示の名	
住所	
本件より登録用紙タネルマニヤー(出生登録用紙)について説明がなされたことを記載願います。	
1. 被登録者の氏名及び住所	
2. 登録年月日	
3. 登録番号	
4. 登録用紙タネルマニヤー(出生登録用紙)の地主を記した者の氏名及び住所	
5. 説明書類の登録年月日	
(注)登録用紙タネルマニヤー(出生登録用紙)	

種別第五十一 ハセハラ製薬株式会社(日本本邦製薬会員)	
販売実績年数5年未満・販賣部別業者名	
年 月 日	
国々交渉大区	支店名
新潟支店	長文又義助販賣及び個人 あいのわにののくわうのひのな
在籍	
承認者	長文又義助販賣及び個人 あいのわにののくわうのひのな
在籍	
表のとおり分類によって世紀建築物ニキムギー消費性抵当権開立事項の本連絡 ありまことをご明了にして下さい。	
2. 諸般の事項	
3. 署印欄	

様式第五十二(第六十九条第一項関係)〔日本郵便業規則A4表4〕
許認可税報稅出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
署 す
者 の 住 所
届け出る者又は受取
代理人の名
戸籍登録簿を定めたので、建築物のエネルギー効率の向上等に於ける法律第53条第
4項においてて記すと並びに同法第64条第1項の規定に基づき、別紙のとおり届け
ます。

規格 A 列 4 番) 様式第五十—(第六十六條第五号關係) (日本産業 様式第五十一—(第六十六條第五号關係) (日本産業 業規格 A 列 4 番)

